

備考	改正（平成 30 年 4 月）	現行（平成 29 年 7 月版）
	<p data-bbox="587 541 1424 609">電気・機械工事標準積算基準書</p> <p data-bbox="813 1558 1193 1608">平成 30 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="836 1696 1169 1747">神奈川県企業庁</p>	<p data-bbox="1822 541 2659 609">電気・機械工事標準積算基準書</p> <p data-bbox="2047 1558 2427 1608">平成 29 年 7 月 1 日</p> <p data-bbox="2065 1680 2410 1730">神奈川県企業庁</p>

備考	改正（平成 30 年 4 月）	現行（平成 29 年 7 月版）
	<p>本書は、神奈川県企業庁の各所属が発注する電気通信設備工事、機械設備工事、点検業務など、電気、機械関係の工事や委託において、設計価格を算出するための積算基準です。本書の使用にあたっては、次の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本書についてのお問い合わせは、工事等の発注案件に対して発注所属へ所定の手続きによるもののみ受け付けます。</li> <li>・本書は県政情報センター（神奈川県庁新庁舎2階）のほか、各地区の県政情報コーナーにて閲覧できます。閲覧場所は企業庁ホームページに掲載しています。なお、本書の販売やホームページへの掲載は行っていません。</li> <li>・本書は予告なく随時改正します。最終改正月（最新版の発行月）は企業庁ホームページに掲載しています。</li> <li>・本書に訂正があった場合は訂正文を県政情報センター、各地区の県政情報コーナーに配架している本書のファイルに綴じ込むとともに、企業庁ホームページにも掲載します。</li> <li>・本書の一部または全部の転載、及び、印刷物または電子媒体による第三者へ販売、貸与、譲渡等を行わないでください。</li> <li>・本書は神奈川県企業庁の各所属が発注する工事等の積算に使用するためのものです。これ以外の用途には使用しないでください。</li> </ul> <p>※閲覧場所及び最終改正月（最新版の発行月）の掲載ページ  <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/docs/wp5/gi/jutsukanri/g002.html">http://www.pref.kanagawa.jp/docs/wp5/gi/jutsukanri/g002.html</a>  （「企業庁における工事積算基準等の公表方法」）  なお、上記URL及びタイトルは予告なく変更することがあります。</p>	<p>本書は、神奈川県企業庁の各所属が発注する電気通信設備工事、機械設備工事、点検業務など、電気、機械関係の工事や委託において、設計価格を算出するための積算基準です。本書の使用にあたっては、次の点にご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本書についてのお問い合わせは、工事等の発注案件に対して発注所属へ所定の手続きによるもののみ受け付けます。</li> <li>・本書は県政情報センター（神奈川県庁第二分庁舎2階）のほか、各地区の県政情報コーナーにて閲覧できます。閲覧場所は企業庁ホームページに掲載しています。なお、本書の販売やホームページへの掲載は行っていません。</li> <li>・本書は予告なく随時改正します。最終改正月（最新版の発行月）は企業庁ホームページに掲載しています。</li> <li>・本書に訂正があった場合は訂正文を県政情報センター、各地区の県政情報コーナーに配架している本書のファイルに綴じ込むとともに、企業庁ホームページにも掲載します。</li> <li>・本書の一部または全部の転載、及び、印刷物または電子媒体による第三者へ販売、貸与、譲渡等を行わないでください。</li> <li>・本書は神奈川県企業庁の各所属が発注する工事等の積算に使用するためのものです。これ以外の用途には使用しないでください。</li> </ul> <p>※閲覧場所及び最終改正月（最新版の発行月）の掲載ページ  <a href="http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f8006/p369568.html">http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f8006/p369568.html</a>  （「企業庁における工事積算基準等の公表方法について」）  なお、上記URL及びタイトルは予告なく変更することがあります。</p>

備考	改正（平成 30 年 4 月）	現行（平成 29 年 7 月版）
	<p style="text-align: center;"><b>第 I 編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 共通事項</b></p> <p><b>第 2 節 設計単価及び歩掛の決定</b></p> <p>2-2-1 設計単価の決定</p> <p>2-2-1-1 資材単価</p> <p>(3) 特別調査（臨時調査）</p> <p>ア 1 工事の調達価格（単価×使用数量）が 100 万円以上の場合には本庁担当課にて特別調査（臨時調査）を行い、設計単価を決定する。</p> <p>イ 特別調査（臨時調査）への該当の有無は参考見積りにより判断する。参考見積りは形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示して依頼する。なお、他の工事の実績や物価資料等に掲載されている類似品の価格から類推できる場合は参考見積りを不要とする。</p> <p>ウ 受注生産品など一般的に市場に流通していないものは特別調査（臨時調査）によらず、見積りによることができる。</p> <p>(5) 見積価格</p> <p>ア 見積りは、形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示し、所属長名で依頼する。</p> <p>イ 見積りが 3 者以上の場合は最低価格をもって設計単価とする。なお、最低価格が他の見積りと比較して著しく安価なときは当該業者に聞き取り等を行い、適切でないと判断された場合は除外できる。この除外により見積りが 2 者以下となる場合は次点の価格を補正せずに採用する。</p> <p>ウ 見積りが 2 者以下の場合には最低価格の 90%を設計価格とする。ただし、見積り対象の特殊性、現場状況、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でないと判断された場合は見積り価格を補正せずに採用できる。また、3 者以上に見積りを依頼したが、辞退等により 2 者以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でないと判断された場合も同様とする。</p> <p>エ 組み合わせて使用する機器等については、構成機器単体ではなく、合計により価格を比較する。</p> <p>オ <b>組み合わせて使用する機器（システム）、機器単体費（ソフトウェア）、工場修理費及び盤内改造費等の見積りに際しては、内訳を徴収する。</b></p> <p>2-2-1-2 機械賃料及び機械損料</p> <p>(1) 機械賃料</p> <p>機械賃料（建設機械のほか、試験測定器具等を含む。以下、同じ。）は「材料等の設計単価」を準用して決定する。この場合、機械賃料を「材料等」に読み替えて適用する。</p> <p>(2) 機械損料</p> <p>ア 機械損料（建設機械のほか、試験測定器具等を含む。以下、同じ。）は「建設機械等損料表」（一般社団法人日本建設機械施工協会）（以下、「損料表」という。）による。</p> <p>イ 「損料表」に掲載されていないもので「日額損料×供用日数」が100万円以上の場合、基礎価格について本庁担当課が特別調査（臨時調査）を行う。なお、該当の有無については、参考見積りにより判断する。</p> <p>ウ 「損料表」に掲載されていないもので、上記イに該当しない場合はカタログ掲載価格または見積りにより基礎価格を求め、損料率を乗じて機械損料とする。なお、カタログ掲載価格または見積りの取り扱いは「材料等の設計単価」を準用する。この場合、「基礎価格」を「材料等」に読み替えて適用する。</p> <p>エ 上記イ、ウにて用いる損料率は「損料表」による。</p>	<p style="text-align: center;"><b>第 I 編 総則</b></p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 共通事項</b></p> <p><b>第 2 節 設計単価及び歩掛の決定</b></p> <p>2-2-1 設計単価の決定</p> <p>2-2-1-1 資材単価</p> <p>(3) 特別調査（臨時調査）</p> <p>ア <b>1 資材の価格（単価）が 10 万円以上の場合、または、</b>1 工事の調達価格（単価×使用数量）が 100 万円以上の場合には本庁担当課にて特別調査（臨時調査）を行い、設計単価を決定する。</p> <p>イ 特別調査（臨時調査）への該当の有無は参考見積りにより判断する。参考見積りは形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示して依頼する。なお、他の工事の実績や物価資料等に掲載されている類似品の価格から類推できる場合は参考見積りを不要とする。</p> <p>ウ 受注生産品など一般的に市場に流通していないものは特別調査（臨時調査）によらず、見積りによることができる。</p> <p>(5) 見積価格</p> <p>ア 見積りは、形状寸法、品質、適用規格、数量及び納入場所、見積り有効期限等の条件を提示し、所属長名で依頼する。</p> <p>イ 見積りが 3 者以上の場合は最低価格をもって設計単価とする。なお、最低価格が他の見積りと比較して著しく安価なときは当該業者に聞き取り等を行い、適切でないと判断された場合は除外できる。この除外により見積りが 2 者以下となる場合は次点の価格を補正せずに採用する。</p> <p>ウ 見積りが 2 者以下の場合には最低価格の 90%を設計価格とする。ただし、見積り対象の特殊性、現場状況、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でないと判断された場合は見積り価格を補正せずに採用できる。また、3 者以上に見積りを依頼したが、辞退等により 2 者以下となった場合、市場の価格等を審査し、90%とすることが適切でないと判断された場合も同様とする。</p> <p>エ 組み合わせて使用する機器等については、構成機器単体ではなく、合計により価格を比較する。</p> <p>2-2-1-2 機械賃料及び機械損料</p> <p>(1) 機械賃料</p> <p>機械賃料（建設機械のほか、試験測定器具等を含む。以下、同じ。）は「材料等の設計単価」を準用して決定する。この場合、機械賃料を「材料等」に読み替えて適用する。</p> <p>(2) 機械損料</p> <p>ア 機械損料（建設機械のほか、試験測定器具等を含む。以下、同じ。）は「建設機械等損料表」（一般社団法人日本建設機械施工協会）（以下、「損料表」という。）による。</p> <p>イ 「損料表」に掲載されていないもので「<b>基礎価格×損料率</b>」（日額損料）が10万円以上、または、「日額損料×供用日数」が100万円以上の場合、基礎価格について本庁担当課が特別調査（臨時調査）を行う。なお、該当の有無については、参考見積りにより判断する。</p> <p>ウ 「損料表」に掲載されていないもので、上記イに該当しない場合はカタログ掲載価格または見積りにより基礎価格を求め、損料率を乗じて機械損料とする。なお、カタログ掲載価格または見積りの取り扱いは「材料等の設計単価」を準用する。この場合、「基礎価格」を「材料等」に読み替えて適用する。</p> <p>エ 上記イ、ウにて用いる損料率は「損料表」による。</p>